

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを 利用するこどもの保育料を**無償化**しています。

※ 0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯のこどもも対象になります。

私立幼稚園に在籍するこどもについて

- **幼稚園での標準的な生活時間（教育標準時間）に係る保育料を申請に基づき無償化**しています。
- 教材費、行事参加費、給食費などは、**無償化後も引き続き保護者負担**となります。
- 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯のこども及び第3子以降で一定の基準内にあるこどもは、副食費（おかず・牛乳など）が免除となり、主食費（お米・パン）のみ徴収となります。原則として対象者が何か手続きをする必要はありません。

私立幼稚園に在籍するこどもの預かり保育について

- **保育を必要とする事由がある場合は、在籍園の預かり保育料を無償化**します。

（注1）満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるこどもは、**市町村民税非課税世帯のみ対象**です。

（注2）無償化される預かり保育料は月ごとの支給限度額までです。支給額は、支給限度額の上限1.13万円の範囲内で、実際の預かり保育料と利用日数×450円を比較して小さい方となります。よって、在籍する幼稚園によっては、差額を徴収される場合があります。なお、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるこどもの支給限度額の上限は1.63万円です。

- 無償化の対象となるためには、「**施設等利用給付2号認定又は3号認定（※裏面参照）**」を受ける必要がありますので、**市に施設等利用給付認定の申請**をしてください。

（注）原則、在籍園を経由して市に申請となります。「保育を必要とする事由」については、認可保育所の入所要件と同等となります。詳しくは裏面を御覧ください。

私立幼稚園に在籍するこどもの施設等利用給付認定について

- 認可保育所の入所要件と同様に、共働き家庭など保護者（父母）のいずれにも保育を必要とする事由があり、こどもが**家庭において必要な保育を受けることが困難であると認められる場合は、施設等利用給付2号認定又は3号認定**をします。

なお、保育を必要とする事由がなくなった場合は、施設等利用給付1号認定に変更、又は認定取消しとなります。

●施設等利用給付2号認定

満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した就学前のこどもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

●施設等利用給付3号認定

満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある就学前のこどもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、市町村民税非課税世帯であるもの。

●施設等利用給付1号認定

満3歳以上の就学前のこどもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難でないもの。

保育を必要とする主な事由

就 労	1月当たり48時間以上労働することを常態としている。
妊 娠 ・ 出 産	妊娠中であるか又は出産後間がない。
疾 病 ・ 障 がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっている。
介 護 ・ 看 護	同居親族（長期入院を含む。）を常時介護又は看護している。
災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
就 職 活 動	就職活動を継続的に行っている。
就 学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している。
職 業 訓 練	公共職業能力開発施設などにおいて行う職業訓練などを受けている。
児 童 虐 待	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがある。
D V	配偶者からの暴力によりこどもの保育を行うことが困難である。

(注) 保育を必要とする事由により施設等利用給付認定の有効期間は異なります。